

# 和歌山工業高等専門学校地域環境デザイン工学教育プログラム履修規則

制 定 平成17年 3月25日

最近改正 令和 7年10月 8日

(目的)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における地域環境デザイン工学教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の教育課程の履修及び修了認定は、この規則の定めるところによる。

(地域環境デザイン工学)

第2条 地域環境デザイン工学は、別表1に定める科目によって構成する。

(履修者の決定)

第3条 本教育プログラムの履修者は、本校専攻科への入学をもって本教育プログラム履修者に決定する。

(学習・教育目標)

第4条 専攻科は、学則第40条の目的を実現するため、別表2に定める学習・教育目標の達成に努めなければならない。

(プログラム構成)

第5条 本教育プログラムは、本校の準学士課程第4・5学年と専攻科課程の4年間とする。なお、授業科目及び単位数は和歌山工業高等専門学校学則別表第1から別表第3の教育課程に示すとおりとする。

(認定対象学生)

第6条 本教育プログラムの認定対象学生は、第3条に定める専攻科学生全員とする。

2 本校以外の高等専門学校及び大学等（以下「他の高等教育機関等」という。）から本教育プログラムに入学した学生に係る学修については、別に定める取扱いに基づいて、他の高等教育機関等で修得した単位を認定する。

(修了要件)

第7条 本教育プログラムの修了要件は、次の各号を全て満たすものとする。

- 一 本教育プログラムにおいて124単位以上修得していること。
- 二 別に定める達成度評価基準に合格していること。

(修了認定)

第8条 本教育プログラムの修了認定は、専攻科成績判定会で審議のうえ、校長が行う。

附 則

この規則は、平成17年3月25日から施行し、平成17年度専攻科入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月18日から施行し、平成20年度専攻科修了者から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。